

委任契約書

委任者 大門美園自治会 (以下、甲という。)と、
受任者 辻・本郷 税理士法人 (以下、乙という。)は、
第1条に記載した業務に関して下記のとおり契約を締結した。

第1条 委任業務の範囲

甲は、乙に対し、甲の作成した年度自治会収支報告書チェック業務を委任する。

第2条 資料等の提供及び責任

甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下、資料等という。)をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。

1. 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
2. 甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は甲において負担する。
3. 甲の資料等の提示に誤り又は虚偽があったことにより、第三者又は乙自身が受けた損害については、甲がその責任を負う。
4. 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

第3条 情報の開示と説明及び免責

1. 乙は甲の委任業務の遂行に当たり、一般に認められている税法の解釈の範囲内において、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは甲に説明し、承諾を得なければならない。
2. 前項の乙の説明は、その時において、現に施行されている法律等に基づいてなされるものとする。
3. 甲が前項の乙の説明を受け承諾したときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

第4条 設備投資などの通知

甲は建物新築、設備の購入などの多額の設備投資、新規事業の開始、事業の全部若しくは一部の廃止、譲渡、譲り受け若しくは変更、輸出入の開始若しくは廃止、または業務の外注化を行う等、第1条に定める委任業務に影響を与える可能性がある場合は、事前に書面により乙に通知する。甲が通知しないことによる不利益につき、乙はその責任を負わない。

第5条 業務の報酬

1. 本件にかかる報酬は次のとおりとする(但し、弁護士、司法書士、不動産鑑定士等の費用は含まない。)

報酬 年額 20,000円

2. 前項の報酬には、別途消費税が付加される。
3. 甲は乙が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、本条に定める報酬の金額を乙指定の銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第6条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、相手方が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

暴力団 暴力団員 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
暴力団準構成員 暴力団関係企業 総会屋等 社会運動等標ぼうゴロ
特殊知能暴力集団 その他前各号に準ずる者

2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用してしていると認められるとき

反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

暴力的な要求行為 法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲及び乙の信用を棄損し、又は甲及び乙の業務を妨害する行為 その他前各号に準ずる行為

4. 相手方が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、解除された当事者は相手方に対し、解除による損害の賠償を請求することはできない。他方、解除した当事者は、相手方に対し、解除による一切の損害を賠償請求できるものとする。

第7条 甲による乙従業員との競業契約の禁止

1. 甲は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後3年間は、本件委任業務の遂行を担当した乙の従業員と

社員・パート・アルバイト・顧問その他の労務の提供形態を問わず甲に対して直接労務を提供する内容の契約（乙の業務と競合する内容の業務に従事させる場合に限る。）

甲が税理士業務を委任する内容の契約
を締結してはならない。

2. 前項にいう従業員には、従業員であったときから3年を経過していない者も含むこととする。

第8条 その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

第9条 特記事項

乙が（本契約第1条の）受任業務の遂行に際し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合においても、乙に悪意または重大な過失が存しない場合は、乙の賠償額は本契約第5条の業務の報酬額を上限とし、これを超えないものとする。

本契約を証するに当たり、乙は甲に契約書内容を説明し、甲はこれを承諾したので、本契約書1通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、甲が原本を所持し、乙はその写しを所持するものとする。または、本契約書を電磁的に作成し、双方にて記名押印に代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和 年 月 日

委任者（甲）住所

氏名

受任者（乙）住所

東京都新宿区新宿4丁目1番6号

J R 新宿ミライナタワー 28階

氏名

辻・本郷 税理士法人

代表社員 徳田 孝司